

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

予算特別委員会会議録 (4) (令和3年4定)			
日 時	令和3年12月13日 (月)	開 議	午後 1時00分
		閉 会	午後 4時02分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	松田委員長、中村(吉宏)副委員長、横尾・高橋(龍)・酒井・ 松岩・須貝・中村(誠吾)・川畑各委員		
説 明 員	市長、教育長、副市長、総務・財政・産業港湾・港湾担当・ こども未来・建設・教育各部長、保健所長 ほか関係理事者 (水道局長、生活環境・福祉保険・病院局小樽市立病院事務各部長、 消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長欠席)		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">書 記</div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高橋龍委員、松岩委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。面野委員が高橋龍委員に、秋元委員が横尾委員に、佐々木委員が中村誠吾委員に、小貫委員が川畑委員に、山田委員が松岩委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、公明党、立憲・市民連合、自民党、共産党の順といたします。

公明党。

○横尾委員

◎安全運転管理上のアルコールチェックについて

私から初めに、安全運転管理上のアルコールチェックについてお伺いさせていただきます。

今年の6月28日に、千葉県八街市で小学校から下校途中の児童の列に大型トラックが突っ込み5人が死傷したという痛ましい事故が起きました。そして、この事故の後に容疑者となった運転手の呼気から基準値を超えるアルコールが検出され、それに伴った緊急対策として、アルコールのチェックだとか、そういったものが掲げられまして、11月10日に道路交通法の施行規則の一部が改正されたという流れがありました。

小樽市の公用車もありますので、それに付随する部分でお伺いしたいと思いますのですが、初めに確認させていただきたいのが安全運転管理者についてです。

小樽市の安全運転管理者として選任している部署はどういったところになりますか、お聞かせください。

○（財政）契約管財課長

安全運転管理者が選任されている事業所としましては、市役所本庁舎、水道局、建設事業室、清掃事業所、消防本部で選任されております。

○横尾委員

こちらのほうなのですけれども、まずは安全運転管理者を選任しなければならない要件というのがあればお聞かせください。

○（財政）契約管財課長

安全運転管理者の選任としまして、自動車の使用者につきましては、安全運転に必要な業務を行わせるため、規定の台数以上の自動車の使用の本拠ごとに一定の要件を備える者のうちから、安全運転管理者及び副安全運転管理者を選任しなければならない旨、規定されております。

なお、選任を必要とする自動車の台数としましては、乗車定員が11人以上の自動車の場合は1台以上、その他の自動車の場合につきましては5台以上と決められております。

○横尾委員

規定の台数5台以上の車があればということで、業務に使う車ということで確認させていただきました。

そこで現在、公用車を運転するに当たってアルコールのチェックという取組についてはどのように行っていたのか、現状をお知らせください。

○（財政）契約管財課長

現在の運行前のアルコールのチェックにつきましては、行っている部署としましては、消防本部で行っている旨、確認しております。

○横尾委員

現在の状況で、ほかの部署で特に行わなければならないというものはありましたか。

○（財政）契約管財課長

現在は消防本部以外の部署では行っておりません。

現在、規定というか、決まっているものはございません。

○横尾委員

もちろん仕事で、業務上で使うということであればアルコールは飲んでいないだろうという前提のまま今は進んでいるのかと思います。

そこで確認ですけれども、教育委員会ではこの安全運転管理者というのは市の安全運転管理者の中に含まれていたりするのか、それとも別で設けなければならないのか、マイクロバスとかがあるものですから、その辺がどうなっていたのかの確認をお聞かせください。

○（教育）教育総務課長

先ほどの契約管財課長の答弁のとおり、基準からしまして、教育委員会では教育委員会の庁舎で安全運転管理者を設置し、公安委員会に届け出なければならないことになっておりますが、現状としてはその認識がなく届出はしておりません。

○横尾委員

先ほどの選任しなければならないという部分の基準は恐らく超えているけれども、その認識がなかったということを確認させていただきました。

ちなみに、教育委員会は、学校もそれぞれあると思うのですが、今、私有車、自分たちで持っている車の公務での利用というのも許可してあると思うのですが、そういったものは小樽市の学校の中でもされているのか、確認させてください。

○（教育）教育総務課長

現在、自家用車を業務で使用する際は、公用車として使用するという形で行っておりますが、この基準では各学校に最低5台以上ある学校がほとんどでありますので、文言上は置かなければならない状態になっておりますけれども、現在は学校では設置しておりません。

ただ、実際公用車として使用する頻度が日常的である場合はやはり置かなければならないが、月数回程度の、業務上公用車として頻繁に使用しないということであればその限りではないということを警察から確認しておりますので、今後もし設置の必要がある、届出の必要があるという場合になりましたら警察と相談しながらその辺りは検討していきたいと考えております。

○横尾委員

しっかりと確認していただいて、ここは大事な部分ですので、お願いしたいなと思います。

先に進みますけれども、アルコールチェックの義務化というのがあります。この千葉県八街市での事故を受けて決定された「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」というのがありまして、この緊急対策の中では、安全運転管理者の未選任の事業所の一掃をしようと、それと乗車前後のアルコール検知器を活用した酒気帯びの有無を確認することというのが掲げられまして、先ほども言いましたけれども11月10日に道路交通法施行規則の一部が改正されました。この改正の内容についてお聞かせください。

○（財政）契約管財課長

改正の概要ですが、令和4年4月1日施行分として、運行前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。もう一つが、酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存することという旨、定められております。それと、令和4年10月1日施行分として、運転者の酒気帯びの有無の確認をア

アルコール検知器を用いて行うこと。もう一つが、アルコール検知器を常時有効に保持することというふうに規定されております。

○横尾委員

来年の4月からはアルコールのチェックを目視という形で、10月からはアルコール検知器を使わなければならないということでありました。

これは私の聞いたところによると、アルコール検知器の業界の方が、この4月1日の施行だと生産が間に合わないということで10月、半年遅れになったというようなお話を聞いています。

10月にアルコール検知器ということは、今回の予算でしっかりとつけていかなければ購入できないと思うのですが、このアルコールチェックの義務化に応じた市の体制というか、どのような場所で行っていくかだとか、どのような単位で行っていくかというのが決まっていかなければ予算もつけていけないのかと考えておりますけれども、今のところ何か決まっているものはありますか。

○（財政）契約管財課長

現行でははっきり決まっているものはまだないのですが、当然適正に対応していくことが求められますので、必要に応じ予算措置をするのですとか、関係部署と連携して適切に業務処理を行うことが求められていると思っております。

○横尾委員

全体に関わる部分ですので、アルコールチェック機能だとか、それに差が出て困るかと思うのですが、これは市の公用車を把握して管理している契約管財課が中心となって決めていくものなのか、それぞれの部署で考えていかなければならないものなのかという部分は、今のところどのように考えていますか。

○（財政）契約管財課長

運用については市全体として統一的な取扱いが求められていることから、契約管財課が中心となって制度をつくらせていきたいというふうに現段階では考えております。

○横尾委員

今までやっていなかった目視、顔色だとか、そういったもので判断するだとかいろいろありますし、アルコールチェックも機械を使ってやるということで、どこでやるのか、車に乗る前にやるのか、朝来たときにやるのか、車を運転する可能性のある人は全員やらなければならないのか、それぞれの部署でやるのか、いろいろあると思いますが、そのところを整理していただいて、確実に行えるように。こういった事件がこの地区の、小樽市からというか、市役所の業務の中から起きないようにしっかりとした対策をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

◎BCP（業務継続計画）について

次に、BCP、小樽市業務継続計画についてお伺いいたします。

まずこのBCPの策定の経緯について、確認のためお聞かせください。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

業務継続計画策定の経緯についてですが、平成30年に発生しました北海道胆振東部地震においては、約2日間にわたる大規模な停電の発生等によりまして、本市でも市民生活、経済活動へ大きな影響を与えた上、市民等への情報伝達、情報共有が不十分であったこと、非常用発電機など災害備蓄品の不足や避難所開設、運営体制が未整備であったことなど、市としまして多くの事務的な課題が生じたことです。

このため、大規模災害の発生時に、行政自らも被災し人員や資機材等の点において様々な制約を伴う状況下におきましても、災害対応業務及び必要性の高い通常業務を特定することにより、迅速、的確に業務を遂行することを目的としてこの計画を策定したものです。

○横尾委員

ブラックアウトもありましたし、小樽市としても実際に被災というか、そういった形もあったのかと思います。それを受けて今年の6月に策定したと聞いております。

この内容についてなのですが、何点か確認したいことがありました。この職員の参集の想定というのがあります。これはどのように想定して策定しているのか、まず分かればお聞かせください。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

参集の部分なのですが、この距離等におきましては、他の自治体を参考にしまして徒歩による夏季の参集上限距離を30キロメートルと定めまして、本市の業務継続計画の発災想定につきましては、冬期間と設定しておりますので、夏場の7割の距離と定めまして、参集上限距離を21キロメートルにしたところでございます。

○横尾委員

自宅から勤務場所までの距離が21キロメートルあれば徒歩で参集するだろうという内容の参集だと思います。

ちなみにこの本庁舎にすれば21キロメートルという部分はどこまでになるのか、目安があればお聞かせください。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

市役所を基準にしますと、蘭島駅、銭函駅までは21キロメートル圏内となっておりますので、銭函4、5丁目を除きます市域がおおむね範囲と考えております。

○横尾委員

小樽市内に住んでいれば参集はできるだろうというような想定かと思います。

前に私もブラックアウトの経験をした際の、参集の状況をBCPに反映させてはどうかという提案をさせていただきました。このブラックアウトの際、今言われる市内21キロメートル以内の範囲の職員は、特に家庭の状況等問題がなければ参集したと確認していたのか、その辺は確認していないで、今回21キロメートルを想定したのかという部分はいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

ブラックアウト時の参集方法、誰がどのような形で参集してきたかということまでは、今回策定時には調査しておりません。先ほどお話ししたとおり、各自治体の参集距離を目安としまして、その距離を決めたということで、今回、定めております。

○横尾委員

ということは、ブラックアウトのときの参集状況は参考にはしなかったということでよろしいですか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

ブラックアウト時のものは参考としておりません。

○横尾委員

非常に残念だとは思いますが、これ21キロメートルですが、実際に歩いてくるとこの21キロメートルというのはどれぐらいかかる想定なのか。職場に来て業務を継続するために業務をして帰るというのがありますけれども、片道どれぐらいかかるものかお聞かせください。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

時速4キロで片道約5時間となっておりますので、それ以上の時間はかかるというふうに想定しております。

○横尾委員

片道5時間以上ですよ。5時間以上かけて来て、働いて、帰るということはなかなか想定されていないのかもしれないのですが、行き5時間以上で帰り5時間以上、公共交通機関につながっていない期間に帰るとすれば、5時間以上ということは机上の想定ではありますけれども、本当に来れるのかどうなのかというのは、私はどうかだと思います。

実際に私も昔大雪のときに自宅は桜町付近ですけれども、そこから雪の中をこいで小樽駅前まで歩いて行ったこともありましたが、なかなかそうやって歩いてきている人というのは少なかったなというイメージがありますし、ブラックアウトのときも実際歩いてくる方がいたのかというところが参考になるのかと思っていたのですが、なかなかこの参集が本当に確かなものというか、ある程度正確に近い数字なのかというの少し疑問を持ちました。

参集できない職員というのは、結局、自宅に待機しているわけですが、そのときは例えば離れている地の災害対応職員としてどこかに参集して業務をするということにはならないと思うのですが、それはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

公共交通機関の停止によりまして、市外にお住まいの方につきましては基本、公共交通機関が動いてからということで、4日目から勤務をするというふうにこの業務継続計画では定めておりますけれども、小樽市職員災害発生時初動活動メモというものがございまして、その中には勤務地に行けない場合は最寄りの避難所で応援業務を行うというふうに決めておりますので、例えば、余市町にお住まいの方がいらっしゃったとしましたら、蘭島地区の避難所に行けるようであれば行く。近隣で言えば、札幌市にお住まいで手稲区の方であれば、銭函地区まで徒歩で行けるようであれば、そちらの避難所の応援をしていただくということも職員の初動活動メモには記載しております。

○横尾委員

そうすると、小樽市外の居住地の災害対応職員としては参集することはなく、あくまでも小樽市の職員として小樽市の市内の中で活動するというか、業務をするということではよかったですか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

そのような形で、まずは市の中で業務を行ってもらおうというふうに決めております。

○横尾委員

これは、先ほどの初動活動メモであると思うのですが、それぞれの職員がそういったものを持って対応はされていると思うのですが、実際に来れる職員と来れない職員というのは、今の21キロメートル以上離れている職員は4日間は恐らく来れないだろうというふうな形になるかと思うのですが、例えば、小樽市の職員で小樽市外に住んでいる方もいらっしゃいますが、この方たちの割合がかなり多くなった場合というのは、結局、参集する人が業務を継続することが難しくなるかと思うのですが、これはやはり今の割合もそうですが、市外に住んでしまう方の職員の数が増えてくると、この業務継続も難しくなるということでしょうか。お聞かせください。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

今、委員のおっしゃったとおり、現在の業務継続計画の中においても、職員数がかなり足りないということがあらわになっております。さらに参集率が低くなりますと、業務が遅延するということは想定されるところでございます。

○横尾委員

小樽市の職員として平時の業務、通常の業務もちろんありますけれども、災害時の業務というのも大事な業務かと思えます。こういった業務が実際あった上で、やはり業務に支障が出ないようにしなければならないという部分は、どこかのタイミングでしっかり職員の方には知らせていらっしゃいますか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

今年度におきましては、職員研修の中で災害時の対応業務について説明をさせていただいております。また、今年度中に今回の業務継続計画の災害対策関連マネジメント庁内連絡調整会議というものを開催しまして、集まった人は限られてきますけれども、その中でそういった災害対応業務の困難さというものを、またさらに訴えて職員に周知できるような形を取っていきたいというふうに考えております。

○横尾委員

ブラックアウトのときもそうだったのですけれども、実際に出てきて何ができるというので、停電が起きていた状況でパソコンも使えない、インターネットもつながらないという状況で何もできなかったというのはあるのですが、しかし参集するときにはしっかり参集できないと、何が必要で何が必要ではないかというところも分からないという状況ですので、何か災害があったときにはしっかり参集するというのも業務だということも伝えていただきたいですし、また、今回BCPを策定したタイミングでもありますので、しっかりそういった業務にも支障が出ないように、自分たちはどう心がけていくのかというのもしっかり伝えていただきたいと思います。

次に進みたいと思うのですが、本庁舎の代替施設について話がありました。

まずこの災害時、想定されている災害というのはどういった災害があったときを想定した計画か、もう一回確認させてください。

○(総務) 災害対策室瀬川主幹

これは北海道で平成30年に公表しました地震想定の中で、小樽市に一番被害が生ずるという留萌沖地震を想定しまして、小樽市では最大震度6強の地震が発生したという想定でこの計画を策定しております。

○横尾委員

その災害があったときに、この本庁舎はどのような機能を果たすのかというところを確認させてください。

○(総務) 災害対策室瀬川主幹

本庁舎が行うべき部分につきましては、まずは災害対策本部の設置と運営、それと各関係機関からの連絡調整員リエゾンといわれる国の機関や道の機関の方が集まってくる。さらに庁外施設で勤務しているような職員がその庁舎がこの地震によって倒壊等、そこで勤務できなくなることになればこちらの庁舎に集まってくるというふうに考えてございます。

○横尾委員

この本庁舎の中に災害対策本部を設置する、あとはリエゾンの集合場所、その他の庁舎でできなかった方の集合場所ということで、この庁舎の各部屋を使うということでよろしかったですか。

○(総務) 災害対策室瀬川主幹

そのとおりでございます。

○横尾委員

ここの施設の代替施設ということで、それが課題となっているというお話がありました。何個か例というか、挙がっておりましたけれども、この代替施設を選ぶ、検討するに際して必要な機能というのは、必要なものというか、そういった環境だとかというのはどのようなものがなければ駄目だとか、あったほうがいいだとか、そういったもので選ぶのか、その必要なものとは何かをお聞かせください。

○(総務) 災害対策室瀬川主幹

まずは、市役所、小樽市の中心部にある建物というのを想定しています。さらに人が集まるということで、かなりの広い空間があれば理想。その理想がかなわない場合につきましては、市の使える庁舎、市が所有している各庁舎のスペースを分割しながら、職員なり人を集めていきたいと思います。さらに市外から人が応援で集まってくるものですから、それなりの駐車スペース等も必要となります。災害対策本部として一番情報収集をしなければならないということもございますので、通信設備、こういったものが整っていれば理想と考えております。

○横尾委員

今のところ、想定しているところがあればお聞かせください。

○(総務) 災害対策室瀬川主幹

現時点では、計画の中にも課題内容という部分で少し記載はさせていただいておりますけれども、例えば市内の

中心部でいいますと産業会館の2階のスペースだとか、教育委員会庁舎の空きスペースなどをそういったものに使えばというふうに考えているところでございます。

○横尾委員

今挙げた施設というのは、それなりに代替施設に必要なものは備えているとお考えなのでしょうか。

○(総務) 災害対策室瀬川主幹

全てがそろっているというふうには考えてございません。特に町場の産業会館につきましては、駐車スペース、そういったものもあの場所においては、今の状況ではないというのは認識しているところです。

○横尾委員

これは、今発災したときにここが使えないときにどうするのだという部分もありますので、早々にどこら辺というのは目途をつけておかなければならないのかと思います。半年たちましたけれども、今のところでそのような状態ですが、いつ頃までにこういうのは決まっていくのかというのは、何か指針みたいな、どこら辺までにつくりたい、決めたいというようなものはありますか。

○(総務) 災害対策室瀬川主幹

この計画をつくったときの検討課題の部分でもございまして、毎年、マネジメント会議を開催していくと。今年度につきましても、今、まさに11月にマネジメント会議を開催しまして、さらに12月に関係部署の部分で細かな業務についての打合せをやる。そういったものを重ねて、来年度以降に受援計画というものを我々としては作成したいというふうに考えておりますので、その受援計画に向けて、代替庁舎の検討というのをさらに深堀していきたいというふうに考えております。

○横尾委員

来年度以降、受援計画ですね。

この次に聞こうと思ったのが、その受援の体制についてです。

受援というのは、小樽市だけでは対応できない部分で他都市だとか他関係機関から応援に来た方たちをどう受け入れるかというような部分だと思います。受援する場合、私も熊本地震のときに水道局で応援に行きましたけれども、そのときは体育館に行きました。体育館で避難されている方と別の人たちで、地方から来た人たちの本部みたいなのをそちらにつくってやっていたけれども、避難する方への配慮もかなり必要で、場所もまた本当に御飯を食べる場所もなく廊下で御飯を食べたとかというのもありました。

本当に受入れの体制がしっかりしていなければ応援できた職員のモチベーションもなかなか図れないということで、非常に重要だなと感じてきましたけれども、受援する場合に受け入れられる場所の想定は今のところありますか。

○(総務) 災害対策室瀬川主幹

支援をしていただける他の自治体の職員等の受入場所につきましては、前段の質問の中にもございましたが、小樽市の代替庁舎がまだ明確になっていないという状況も踏まえまして、ここの建物が生きていればここにだとかという部分でしか今は言えませんので、今は少し明確にはお答えできるような状況にはなってございません。

○横尾委員

かなり早くから検討はされていたと思うのですが、なかなか決まっていないということで確認しました。

ちなみに物資の受入れというのがありますし、その物資の受入れも国からプッシュ方式で送られてくると思うのですが、これはちなみにもし分かればどういったものがどれくらいの量を送られてくるものなのかというイメージが私は湧かないので聞かせていただければと思います。

○(総務) 災害対策室瀬川主幹

プッシュ型の支援物資につきましては、まずは食料等が送られてくるというふうには、私のほうで認識しており

ます。量的には国で被災の状況によってどれぐらいの避難者がいるということを想定して送ってきますので、その数も災害規模によって変わるという認識でございます。

○横尾委員

では、このBCPを策定した想定の中ではどれぐらいというのはありますか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

プッシュ型の支援物資の量につきましては、今回の計画の中には含めていない状況です。まずは、我々の持っている備蓄品でというふうに考えて、この計画を策定しております。

○横尾委員

では、この受援体制を整える上で来てみなくては分からないということであれば、備える場所をどれだけ用意すれば、どれぐらいの規模の物を用意すればいいかというのも分からないと思うのですが、これは今後受援計画を進める中で、こういった考え方で進めていかれるのでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

国からは、まずは大型トラック、輸送車が入れる場所というふうに言われておりますので、小樽市内の公共施設の中でそういった大型の車両が入れる場所で、ある一定程度の空間のある場所ということ想定しながら検討をしていく。北海道胆振東部地震のときには契約管財課でお持ちの車庫を空けていただいて、そこに一時的に支援物資を置かせていただいたという経過がございますので、その規模よりも大きな場所で検討はさせていただきたいと思っております。

○横尾委員

まだまだこのBCP、課題がたくさんあるのかと思います。

今後、この施設も小樽市としてこういった施設が使えるのかというのはどんどん明確になっていくと思うのですが、災害があったときに市民の方をしっかりと支えていけるような取扱いの仕方をしっかり検討していただきたい。災害に関してはかなり膨大な量のものを決めなければならないということで大変だとは思いますが、しっかりと想定をしていただいて、こういった形で一つの施設を、先ほども言いましたけれども、本庁舎であればこういう方たちを入れなければならないという、本庁舎の通常業務のとき以外、災害時の業務のときにも使う施設の使い方というものもしっかり意見として盛り込んでいただいて、来年度以降の受援計画の策定にも進んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

ただいまの意見も踏まえまして、今後、受援計画の策定の準備等をする場合につきましては、今ある想定ではなくて、さらに踏み込んだ想定を詳細に決めていながら、また国にも支援物資というのはどのような形でどのぐらいを想定しているのかというのも再度確認しながら、そういった細かい部分を決めていきたいというふうに考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○中村（誠吾）委員

○令和3年度のロードヒーティング部分停止に関する試行について

ロードヒーティングのことです。

私は、市民の皆さんが安心して生活していくことができるための、社会インフラの整備の必要性の観点からこれまでもロードヒーティングについて質問してきました。

そのような中で、令和3年度のロードヒーティング部分停止に関する試行について、11月上旬に建設部から議会への説明がありました。この内容については、誤解をされている市民の方も多くいることから、改めて確認の意味も含めて質問をしたいと思います。

まず、基本的な部分を確認したいのですが、市内に設置しているロードヒーティングの箇所数と設備の面積をお答えください。

○（建設）維持課長

市内に設置しているロードヒーティングの箇所数についてでございますけれども232か所、設備面積は約7万500平方メートルとなっております。

○中村（誠吾）委員

このロードヒーティング部分停止の議論は、昨年度の議会から取り上げられているのです。

それで平成31年度までに稼働を停止されている面積はどれぐらいでしたか。

○（建設）維持課長

平成31年度までに設備面積の約20%に当たる約1万4,900平方メートルの停止をしているところでございます。

○中村（誠吾）委員

現時点で、ロードヒーティング部分停止の最終の目標はどのくらいの削減を目指しているのですか。

○（建設）維持課長

最終目標ということでございますけれども、令和2年12月に策定された小樽市雪対策基本計画においては、令和10年度までにロードヒーティングの全面積約7万500平方メートルのうち約2万1,000平方メートルの削減を目標としているところでございますが、あくまでも目標値でございますので従前より御説明申し上げておりますけれども、交通の安全が保たれる範囲の中で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○中村（誠吾）委員

令和2年度から改めてロードヒーティング部分停止の試行箇所が今示されました。

それで、まず確認なのですけれども、当初は何か所で何平方メートルを停止する予定でありましたか。

○（建設）維持課長

令和2年度のロードヒーティング部分停止の試行箇所につきましては当初23か所で約500平方メートルを予定していたところでございます。

○中村（誠吾）委員

大事なことを聞きます。

そこで、昨年の議会議論もあったと記憶していますが、このロードヒーティング部分停止に起因する交通事故はありましたか。

○（建設）維持課長

昨年度、ロードヒーティングの部分停止の試行に起因する事故はございませんでしたけれども、建設箇所での事故はあったというふうには聞いているところではございます。

○中村（誠吾）委員

大事なことなので、しつこいようなのだけれども確認します。

要するにロードヒーティング建設箇所と言いましたね。ロードヒーティングの部分停止の試行に起因する事故はなかったということによろしいですね。

○（建設）維持課長

昨年度、市で把握する限り当該ロードヒーティングの部分停止の試行に係る箇所での交通事故の情報はございませんでした。

○中村（誠吾）委員

最初に言いましたとおり、昨年度試行した際にも、ロードヒーティング全体を停止するような勘違いが市民の皆さんにあったのではないかと私は考えているのです。その点についてどう考えていますか。

○（建設）維持課長

昨年度、ロードヒーティング部分停止を試行した際に、ロードヒーティングの部分停止を試行するに当たりました事前の情報提供や周知活動につきまして不足していたことは、御指摘のとおりであったというふうに考えているところでございます。

○中村（誠吾）委員

先ほど、がんじがらめではない回答があっただけでほっとしているのですけれども、昨年度、試行してみて再稼働を行ったところがありますか。

○（建設）維持課長

昨年度のロードヒーティングの部分停止の試行に係りまして、学校付近の4か所、約100平方メートルにつきましては再稼働を行ったところでございます。

○中村（誠吾）委員

令和2年度は最終的に約400平方メートルを停止することになると聞いたのですけれども、これに伴う削減効果はどのくらいなのか。

○（建設）維持課長

昨年度の部分停止の試行に係る削減効果につきましては約190万円というふうに試算しているところでございます。

○中村（誠吾）委員

多寡のことは言いません。約190万円ですね。

そこで先ほどの周知方法という点なのですが、令和3年度もロードヒーティング部分停止を試行するに当たり、反省もあつたけれども、どのように進めたのですか。

○（建設）維持課長

昨年度の議会議論も踏まえまして、事前に該当する町内会や教育部、北海道中央バス株式会社へ、ロードヒーティングの部分停止の試行箇所の御説明を行った上で、11月に開催した除雪懇談会で個別の箇所を御説明申し上げて、また、ホームページにも試行箇所を掲載したところではございます。そのほかに現地には注意喚起の看板を設置し、部分停止の作業を進めているところでございます。

○中村（誠吾）委員

あえてまた同じ質問なのだけれども、市民の皆様から聞かれたことがあるので、もう一度聞きます。

今年度はまだシーズンが始まったばかりなので、個々の検証にはもちろん至らないと思います。ただ、万が一、再稼働したほうがよいと判断した場合は稼働することになりますか。

○（建設）維持課長

現地を確認した中で安全性が確保できないというふうに判断した場合につきましては、再稼働する必要があるというふうに考えているところでございます。

○中村（誠吾）委員

令和3年度のロードヒーティング部分停止の試行は何か所、何平方メートル停止しましたか。

○（建設）維持課長

令和3年度の部分停止の試行箇所につきましては15か所で約240平方メートルの部分停止を試行しているところでございます。

○中村（誠吾）委員

それでは、これに伴う削減効果はどれぐらいだと見積もっているのですか。

○（建設）維持課長

令和3年度分の削減効果につきましては約100万円というふうに見込んでいるところでございます。

○中村（誠吾）委員

そこです。建設部は頑張っ部分停止と一生懸命発信しているのは分かるのです。ただ、それでも全面とか片側全部くらいの規模で停止するものと勘違いをされている市民の皆さんが多いのです。

そこで前に議論になったのだけれども、何でも基準、物差しがないと困るのです。目安として1ユニットを止めるというような表現をされたことがあるのです。このユニットというのは、私は少し覚えていないのだけれども、これはどれくらいの延長のことを言っているのか示してもらおうと議会も分かりやすくなるのです。説明できますか。

○（建設）維持課長

この部分停止の試行につきましては、砂散布等の代替対応を行い、安全が保たれる範囲の中でロードヒーティングの部分停止を行うものでございます。委員が御指摘のとおり、この説明の中で1ユニットと表現している部分につきましては、電気のロードヒーティングの構造は1ユニットと言われている約15平方メートルを標準として設置しているものでございます。この1ユニット単位の電源のオンオフというのは可能になっておりますので、1ユニット単位で停止するという表現をしたものでございます。

そこで車道の片側1車線の幅員が大体2.75メートルから3メートルが一般的でございますので、長さに換算すると5メートルから5.45メートルの長さを停止することになります。おおむね普通乗用車1台分の長さと考えていただければよいというふうに思います。

○中村（誠吾）委員

それなら分かりやすい説明なのです。車1台分と言えば分かりやすいですね。大体、ユニットとはそういうことなのです。市民の皆さんが大幅に削ると言っているのではないのだから。

それで、令和2年度から試行ということで部分停止しているのですけれども、何年間かの試行後は、正式に停止するということなのですか。

○（建設）維持課長

このロードヒーティング部分停止の試行に係りまして、おおむね2か年の試行で特に問題がなかった路線につきましては、正式に稼働を停止する方向で進めたいというふうに考えているところではございます。

○中村（誠吾）委員

最後の質問になるのですが、当たり前のことなのだけれども、スタッドレスタイヤの性能は向上してきているのですよ。それで気象条件も毎年同じことはないと思います。ですから、先ほどおっしゃったとおり、道路パトロールや砂散布などの代替対応で管理が問題ないのか、何でも絶対止めてしまうとか決められないということではしているのだけれども、今後も十分検証の上進めていっていただきたいと思います。市民の安全ですから、よろしくお願ひしたいと思います。

○（建設）維持課長

委員御指摘のとおり、近年のスタッドレスタイヤの性能向上も踏まえまして、砂散布等の代替対応も行い、あくまでも安全が保たれる範囲の中でロードヒーティングの部分停止の試行を行いまして、その安全性を十分、検討の

上、進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○高橋（龍）委員

◎新型コロナウイルスワクチンについて

1点目、新型コロナウイルスワクチンに関してお聞きいたします。

新型コロナウイルスワクチンの接種は本市においても進められていまして、その対象が5歳から11歳の子供にも拡大されるとされていることから、その点に関して質問をしてみたいです。

まず、子供用のワクチンは大人のものとは別のものであると認識しておりますが、違いについて御説明いただきたいと思っております。これは、細かな成分がどうだとかいうことではなくて、接種量や接種前後に留意すべき点、大人同様に2回の接種が必要であればその間隔についてなどということ、大人用と子供用のワクチンの違いについて質問をさせていただきます。いかがでしょうか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

まず5歳から11歳の方のワクチン接種につきましては、現時点において国から示されている内容で御答弁させていただきたいと考えております。分からない点も多々ありますけれども、御了承いただければと思います。

まず小児のワクチン接種につきましては11月16日付で国から事務連絡がございまして、これにつきましては、小児のワクチンは安全性、有効性が確認された新型コロナワクチンを使い、2回接種を行うことを前提に自治体において実施体制などを整備していくこと、確保することということで事務連絡がございました。

その後、翌日17日に国から自治体へのウェブ説明会がございまして、ここでも同じなのですけれども、やはり5歳から11歳のワクチンにつきましては、小児の感染状況、諸外国の対応状況及び小児に対するワクチンの有効性、安全性を整理した上で議論するというようになっておりまして、この資料の中では接種量は1回当たり0.2ミリリットルとなっております。小児の接種であることを踏まえまして、通常の副反応の対応に加えまして入院が必要になった場合に適切な対応を取れる体制が必要ということが書かれております。ただし、入院ベッドを持っているところでなくてはならないということではなくて、外来であったとしても小児の方の入院の医療ベッドがある医療機関と連携を取って体制をつくってくださいということになっております。

また、ワクチンは1バイアル当たり10回接種分となっておりますので、大人は6回分でございますので、ワクチンを効率的に使用できるように1医療機関の1日当たりの接種可能数を考慮することが求められております。

なお、接種体制につきましては、学校での集団接種は推奨されないということになっておりまして、やはり学校で集団接種をすることによりまして、副反応などの対応がスムーズにできるかということですか、あと打っていない、打っているという子供たちが特定されてしまうということなどもありますので、そういうことをもって推奨されないというふうになっております。

○高橋（龍）委員

細かい部分ではまだなかなか示されていないところもあるのかとは思いました。

次に、小児用のワクチンについて、アメリカでも治験が行われたものと思っておりますけれども、日本においては今どういう段階なのか。

また、臨床データ等について公開されているのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

日本での治験、臨床データの公開ですけれども、日本においては、令和3年11月10日に薬事承認の申請がなされているところでございますが、日本における治験、臨床データの公開につきましてはなされておられません。

○高橋（龍）委員

次に、予防効果については、厚生労働省から何と説明されているのでしょうか。加えて、副反応の内容及び

発生率、リスクが高い方などについての情報というのは、どのように聞いているのかも併せて御説明ください。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

ただいまの御質問につきましても、国からは何も示されておりません。

○高橋（龍）委員

次に、今年の春から新型コロナウイルスワクチンの接種が進められてきた中で、その接種率は若年層で低くなっているということは全国的にも、また、本市においても傾向として見られます。今回はさらに年齢の低い5歳から11歳が対象であるということで、その接種の判断は保護者がすることになろうと思えますけれども、本市においてその接種率はどのように見込んでいますか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

接種率につきましては、なかなか見極めが難しいところではございますが、12歳から15歳の子供たちで7割、6割程度ということもあります。現在のところ、今回、今定例会に補正予算を上程いたしました。2月から開始した場合、約半数の50%程度が受けるのではないかとということで予算を上程させていただいております。

○高橋（龍）委員

上程いただいた補正の中では約50%を見込んでいるということで、ワクチンに対して否定的なことを申し上げるわけではないのですが、体も出来上がっていない子供の接種について不安の声が上がっているというのも事実であります。もともと子供については、新型コロナウイルス感染症の感染率及び重症化率というものも低かったものと認識していますが、変異株の出現でその割合は若干上昇したのかとも捉えています。それでも極端に高くなっているということではないかと思えます。

そのような状況下で、小児がワクチンを打つ理由について、先ほどお聞きしたのと重複するかもしれませんが、小樽市としてどのように捉えているのかお示してください。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

まだまだ見えないところがたくさんありますけれども、今後、ワクチンが正式に薬事承認されると、国から安全性、有効性が示されるものと考えております。その内容につきましては周知をいたしまして、ワクチン接種について保護者の方が接種医とよく御相談の上、御判断していただくことになると考えております。

○高橋（龍）委員

今、御答弁にもいただきましたけれども、保護者の方の話で、また先ほど質問の中でも接種率の話のときに子供が接種するかどうか、保護者の判断になるであろうと私も申し上げました。保護者の皆さんに対して、子供にも対象を拡大していくことを周知していかななくてはなりませんけれども、その方法についてお聞きしたいと思えます。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

周知の方法につきましては、個々には接種券の中に説明文、御案内文は入れさせていただきますけれども、それ以外に国からいろいろな情報が提供された場合におきましては、市のホームページですとかフェイスブック、ツイッター、あとは新聞などを通じまして情報提供するとともに、小樽市医師会にも御協力いただきまして市内の小児科の標榜医療機関ですとか、そういうところからも御案内できるように情報提供できるようにしていければということを考えております。また関係機関といたしまして、小樽市教育委員会ですとかこども未来部なども御相談しながら効果的な情報提供ができればというふうにご考えているところでございます。

○高橋（龍）委員

この項、最後の質問です。

5歳から11歳の小児はその期間といいますか、その年頃にはいわゆる定期接種とされている予防接種法に基づいたワクチンを打つ時期でもあると認識しています。同時の接種ではないにせよ、そのようなほかのワクチ

ンと新型コロナウイルスワクチンを近い時期に打つということは可能とされているのかどうか、その点を確認させていただきたいと思います。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

ワクチンの接種間隔につきましては、国からはまだ何も示されておりませんので、分からない状況でございます。

○高橋（龍）委員

なかなか厚生労働省からも通知が来ていない中で質問させていただいて、少し苦しい答弁といたしますか、困らせてしまったなと思います。より詳しい情報が来ましたらもっとお聞きしていきたいと思いますので、その際はよろしく願いいたします。

◎自治体DXについて

次に、一般質問に引き続いて自治体DXに関することを質問いたします。

本年7月に総務省が自治体DX推進手順書参考事例集というものを示していますが、確認ですが、その事例集自体は御覧になっているのでしょうか。

○（総務）木島主幹

これは今年の7月7日に出てきたものだと思いますけれども、国から示された際に確認はいたしております。

○高橋（龍）委員

では、それを基にお聞きをしていきます。

事例集では、ステップゼロからステップ3まで各段階における他市の事例というのが示されておりました。ステップ0、庁内での共通認識を持たせて機運を高める。ステップ1、全体的な方針を定める。ステップ2、推進体制の組織と人材確保及び育成について。ステップ3、取組の実行。こうした内容で構成されています。

それと照らすと本市の状況を大局的に見たとき、今どのステップにいと考えられますか。

○（総務）木島主幹

現在のイントラネットのポータルサイトで各種情報は掲示をいたしておりますし、あと庁内で自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画の説明会も複数回開かさせていただいております。共通認識ですとか機運の醸成に努めてきているところでございます。あとは、次年度の推進体制というものも考えてきておりますので、ステップ0から3とかいろいろなところが入ってくるのですけれども、全体的に見ればステップ0から1ぐらいかというふうに認識しております。

○高橋（龍）委員

今、お答えいただいた中で、部署ないし事業によっては一部、先のステップに進んでいるところもあるのかもしれないと捉えますが、その点、例えば先行していることがあれば事例を基に御説明をいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（総務）木島主幹

実際に本番といいますか、そういったところで行っているのが若干ございまして、職員採用試験の申込みを今受け付けているのですけれども、そちらはインターネットを使ってオンラインで申込みできるようにということで、オンライン化というのを試行したところでございます。それとこちらもトライアルでRPAというものも今やっておりますけれども、その中でつくったシナリオを一部本番の環境で実際に試してみた。そういった事例がございます。

○高橋（龍）委員

着実に進められている部分があるということを確認いたしました。この総務省の資料には、全部で62自治体の事例が紹介されておりました。他市のこうした取組を見て本市としてはどのような御所見をお持ちかお聞きしたいのですが、どういう意味かという、このくらいなら本市でもスムーズに展開できると捉えているのか、

あるいは準備を急がなくてはという焦りがあるのかなど、御担当としてどのように思っていますか。

○（総務）木島主幹

62の事例の中を拝見させていただきますと、既に本市でもトライアルをやっているものも一部出てきてはございます。ただ、いろいろな自治体がいちいちいろいろなことを考えて工夫してやっているのだなというふうに感じております。この中で取り込めるものがあれば、当然小樽市でも取り込んだDXを進めていかなければならないというふうを考えているところです。

○高橋（龍）委員

この事例集をもう少し踏み込んで申し上げますと、ポイントとして施策推進に当たって重要な点、注意すべき点というのをもまとめてあります。これを読んでいったときに気づかされるのは、ある種キーワードのようなもので複数の自治体で共通して挙げられている言葉が見受けられるのです。それはつまりDXを推進する際に地域によらず留意すべき点であるとも受け止めました。

例えば、意識醸成、ステップ0の部分ですけれども、この段では課を横断した職員への周知、若手の職員やまちの若者、民間と連携することなどが重要だと分かります。この点について、本市はどのように進める考えなのでしょうか。人材育成の研修を予定していると本会議で御答弁いただきましたけれども、人数としてどの程度の規模で、開催の頻度やその手法について御説明いただきたいと思っております。

○（総務）職員課長

実施を予定しているデジタル技術を活用した業務改善研修についてでございますが、まず受講人数が30名程度、外部講師による1日研修を年に1度、形としては集合研修といいますか、対面研修ということにして実施予定をしております。

○高橋（龍）委員

今、30名で外部講師を招いて年1回程度ということで、個人的にはもう少しやっていただきたいなと思うのですけれども、その研修から発展してDX推進のために庁内でプロジェクトチームを立ち上げるなどの予定はないのでしょうか。またその場合に、若手職員の登用も肝要だと考えますが、いかがでしょうか。

○（総務）木島主幹

今、プロジェクトチームというお尋ねでございましたけれども、現在、そういうような立ち上げというのは予定してございませんが、当然、若い職員のほうがデジタルについて柔軟に考えられるというか、そういったことがあると思っておりますので、若い職員から意見ですとか提言ですとか、そういうのを出してもらいやすいような何らかのことは考えていかなければならないと思っております。

○高橋（龍）委員

もっと要望を言うと、議論をリードするポジション、あるいは権限のようなものを若手に与えてもいいのかなと私としては考えています。

最後の質問ですが、庁外の方との連携や関わりについてはどのように考えているのかをお聞きします。

民間企業、あるいは団体、大学等の研究機関などから意見や専門的な知見を自治体DXに生かしていくという考えはあるのかどうかをお聞きしたいと思います。本市としても自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画を策定する方向性と先ほどお示しをいただきましたが、そうした点も踏まえて、庁外との連携をどのような枠組みで進めるのが望ましいと考えているのかをお聞きしたいと思います。

○（総務）木島主幹

民間等の知見を生かすという方策につきましては、まず一つは、地域活性化起業人制度というものを活用して民間の方、外部人材を活用できればというふうに考えているのが一つでございます。その他の連携の方法として、何とか協議会みたいな感じで包括的にやるのがいいのか、個別の取組ごとに連携するのがいいのか、いろいろなやり

方があると思いますので、そちらはこれからも考えていきたいと思います。

○高橋（龍）委員

本市においても、今RPAのお話もありましたし、窓口業務のオンライン化というのも進められていくと考えますが、これまでと人員配置であるとか人材育成の在り方も変わっていく中で庁内外においてDXに関わる組織をどのようにつくっていくのかというのは成功の鍵になってくると考えています。コロナ禍でスケジューリング等難しいところもあると思いますけれども、しっかりと連携をしていただきたいとお願いを申し上げて、私からは終わりたいと思います。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時10分

再開 午後2時33分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党に移します。

○中村（吉宏）委員

◎高島観光船訴訟について

それでは、高島観光船訴訟に関して質問いたします。

本会議の一般質問でも述べましたが、前市長の下で行われた違法な許認可に起因して、市が観光船事業者に対し約6,553万円もの損害賠償金を支払うべき判決が下されました。本市からは訴訟費用も合わせて7,015万円以上の支出となります。

なぜこのような違法な許認可が行われたのか、真相はある意味ブラックボックス化しているような印象を受けておりますので、これをできる限り明らかにする必要があると考えているところであります。

また、本件については前市長に重大な責任があり、この賠償金については国家賠償法の規定に基づいて前市長に対して求償すべきというのが、私のみならず議会各会派の総意でもありと考えております。以上のことから、違法な処分が行われた経緯と、前市長の責任に関わって質問してまいります。

この間の質疑と重複する部分もあると思いますが、改めて全体像を整理させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、この間の議会議論で高島観光船訴訟に関わって当時の港湾室職員など関係者から事情聴取を行ったと聞いておりますけれども、いつ頃からか、そしてまた何人を対象に行ったのか、市側は誰が対応したのかお答えください。

○（総務）浅井主幹

本年8月3日に高島観光船訴訟が結審いたしましたので、それを踏まえまして8月16日から10月8日までの間に、当時の港湾室職員など、OBを含めた20人を対象に個別に事情聴取を行いました。基本的には総務部長と港湾担当部長が事情聴取を行い、私が記録係として同席しておりますが、中には港湾担当部長が個々の面談や電話で確認したケースなどもございます。

○中村（吉宏）委員

その事情聴取はどのような趣旨で行ったのかお答えください。

○（総務）浅井主幹

先ほども申したとおり、本年8月の時点で高島観光船訴訟が結審され、あとは判決を待つということになりましたが、その前段で裁判所から和解案が提示されていたこともあり、相当な額の損害賠償金の支払いを命じられる可能性が高いと考えていたところであります。

私どもとしましては、なぜこのような違法とされるような許認可が行われたのか、再びこのようなことがあってはなりませんので、原因究明が必要と考えたほか、本件につきましては議会から前市長の責任を問う声も多くいただいておりますことから、国家賠償法第1条第2項の規定に基づく求償権の行使の可否についても検討が必要との思いから、当時の事実経過の確認のため関係職員等から聴取を行ったものであります。

○中村（吉宏）委員

その事情聴取を行われた結果、分かったことを含めて許認可に至った経過を確認していきたいと思うのですが、まず事業者から相談を受けたのはいつの話なのかお聞かせください。

○（産業港湾）港湾業務課長

港湾室が事業者から高島漁港区で観光船事業を行いたいという話を受けましたのは、平成28年5月9日であると聞き取りにより確認しております。

○中村（吉宏）委員

その前に事業者から何か相談があったという事実はありますか。

○（産業港湾）港湾業務課長

当時の港湾室といたしましては、先ほど申し上げました平成28年5月9日、この日に初めて話を受けたということで、それ以前にはなかったと確認しております。

○中村（吉宏）委員

では、港湾室では許可に当たって通常どのような手続を取り、また最終判断というのは誰が行うことになっているのかお示してください。

○（産業港湾）港湾業務課長

通常、港湾関係の許可を受けようとするものは事前に港湾室に問合せや相談を行った上で、許可が見込まれる場合は申請書を提出ということになります。港湾室ではその申請内容を審査し、許可するかどうかの判断をいたしますけれども、小樽市事務専決規程では、基本的には第1類の長であります港湾担当部長、これは当時で申しますと港湾担当参事ということになります。または港湾室長の専決事項となっております。なお、中に軽易なものがありましたら、これは港湾室管理課長の専決により最終判断を行っております。

○中村（吉宏）委員

その際に、逐一市長の意見は聞いているのでしょうか。

○（産業港湾）港湾業務課長

今申し上げたとおり、専決規程に基づいて港湾室において専決をしておりますから、基本的には市長の意見を聞くということはありません。

○中村（吉宏）委員

通常であれば許可に当たって市長の意見を聞くことはないのだということですが、本件については、なぜ許可前に前市長にお伺いを立てるようなことをしたのかお聞かせください。

○（産業港湾）港湾業務課長

当初、港湾室としては本件について許可することは難しいというふうと考えていたところでありましたけれ

ども、本件は事業者が前市長の後援会関係者であるということもございましたので、前市長に対する事前報告が必要と判断したものと確認をしております。

○中村（吉宏）委員

やはり本件は事業者が前市長の後援会関係者だったということで、通常とは異なる判断経過があったということが分かりました。

では、具体的に本件について伺うのですけれども、前市長への説明は、いつ、どこで、そして、誰が出席して行われたのかお示してください。

○（産業港湾）港湾業務課長

当時の関係資料を確認いたしましたところ、平成28年5月17日に市長応接室におきまして、前市長、前副市長、当時の産業港湾部長、港湾担当参事、港湾室管理課長、港湾室事業課長が出席して説明をしております。なお、このとき港湾室長につきましては諸事情がありまして、当日打合せは欠席したと伺っております。

○中村（吉宏）委員

その説明をするに当たって、港湾室はどのような方向性を持っていたのか。

それから、前市長に対してどのように説明をしたのかをお伺いします。

○（産業港湾）港湾業務課長

その打合せに向けまして、港湾室が事前に作成したペーパーが残っておりまして、そのペーパーによりまして、大きく3点。

一つ目は、小樽港港湾計画では高島地区は水産ゾーンとして位置づけており、交流・レクリエーション機能の導入は好ましくない。

二つ目、護岸への係船環の取り付けについては、本港内にマリナなど多くの係留施設があり、公共で取り付ける理由がないことから断りたい。

三つ目といたしましては、建築物の設置については分区条例の漁港区の規制に照らし、用途が漁業施設でない限りは許可しないという記載がございまして、この内容に沿って説明したことを確認しておりますことから、当時の港湾室としては当初許可することに対し否定的な見解を持っていたことが伺えます。

この説明に合わせまして、無断で車止めにUフックを取り付けて船舶に係留している状況について写真を見せた上で説明したということを確認しております。

○中村（吉宏）委員

本市の分区条例に基づけば、当然の説明の内容と思うのですけれども、その説明に対して前市長からどのような発言があったのかお聞かせください。

○（産業港湾）港湾業務課長

当時の関係資料によりまして、前市長からは、この無断係留については所感が述べられたのみでございまして、許可に関しましては、4点ほどありますけれども、1点目、行政側から一方的に駄目だと言うのではなくて、それに対する反発を生まないよう事業者側の話を聞くことも必要ではないのか。

2点目、地元関係者に迷惑がかからないよう、また納得できるように協力する必要もあるのではないのか。

3点目、既存の建築物でこの分区条例に違反している建築物、いわゆる不適格物件との整合性を図らなければ事業者側に不公平感を与えるだけではないのか。

4点目、現状にあった分区の在り方に見直す必要はないのかといった趣旨の発言があったものと確認をしております。

○中村（吉宏）委員

いろいろ思い出しますけれども、本当にあり得ない発言なのだろうなと思っています。

今、既存の不適格物件の話がありましたけれども、そもそも新規の物件と既存の不適格物件とを比較してその整合性を考えるということは通常あり得るのですか。

○（産業港湾）港湾業務課長

現在、分区条例上の既存の不適格物件がありましたら、個別に適格となるように港湾室で是正なり用途変更をしていただくなどの指導をしているところであります。新規物件が分区条例に適合するかどうかの事例につきましては、事前相談の段階でその可否を判断いたしますので、現在の不適格物件と新規の分を比較検討することは通常あり得ないものだと考えております。

○中村（吉宏）委員

いや、まさしくそのとおり、そうですね。

もう一個確認したいのですけれども、今回の一連の許認可にあたっての判断というのが分区条例の第3条第1項の第3号に基づいて進められてきているものだと私も議会議論を通して認識をしておりましたが、少し確認したいのですが、分区条例の第3条第1項のただし書に「市長が公益上その他特別の事情によりやむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない」と、いわゆる制限の解除というような記載があるのですけれども、いわゆるこの特例許可について、本件の適用は考えていたものなのかお示してください。

○（産業港湾）港湾業務課長

今、委員からお話ございました特例許可の適用については、当時全く考えていなかったということで確認しております。

○中村（吉宏）委員

ところで、先ほど、前市長が納得できるように協力する必要があるのではないかという趣旨の発言をしたという御答弁でしたけれども、これは誰に対して協力する必要があるということだったのか確認させてください。

○（産業港湾）港湾業務課長

当時の港湾室の職員は、事業者に対し協力する必要があるという意味だと理解したと伺っております。

○中村（吉宏）委員

それと、先ほど話のあった車止めにUフックを取り付けた無断係留について伺いますが、港湾室としてはどのような対応を取ったのかお聞かせください。

○（産業港湾）港湾業務課長

当時の港湾室といたしましては、この打合せがあった前の日の5月16日に無断係留を把握いたしておりましたので、事業者に対して撤去するよう指導したと確認しております。

○中村（吉宏）委員

それにもかかわらず、もう器物損壊だと言えるようなUフックの取り付けについて、前市長は所感を述べただけで撤去することについての言及はなかったのでしょうか、お示してください。

○（産業港湾）港湾業務課長

前市長から撤去についての言及はなかったものと確認しております。

○中村（吉宏）委員

いや、あり得ないです。行政の長として、違法行為などがあれば、本当は是正を促すべきだと思うのです。それを黙認しようとするがごとき、まさに本当信じられない対応だったのかと思います。

これら打合せの際の前市長の発言を港湾室の職員の皆さんはどのように受け止めたのかということをお示しいたげますか。

○（産業港湾）港湾業務課長

聞き取り調査等から察しますに、前市長からは直接的に、許可するよという指示はなかったものの、

不適格物件の存在を例に出してそれとの整合性を持ち出した上で、公平公正に取り扱うように指示した。つまりは暗に許可をしなさいと言われたのと同じ意味合いだと、港湾室の職員はそのように受け止めたと確認をしているところでは。

○中村（吉宏）委員

何か本当に聞いていると、どんどんとあり得ない状況だったのだなというのが浮き彫りになってきますけれども。

それともう一つ伺うのが、前市長に説明をした5月17日から許可をした6月1日までの間で、改めて前市長から何か許可をするような指示というのはあったのかなかったのかお示してください。

○（産業港湾）港湾業務課長

5月17日から6月1日までの間、改めて指示ということでございますけれども、5月27日に当時の港湾室の管理職員が別件で前市長室を訪れた際にも、前市長からは、不適格物件の整理がなされないまま新築は駄目だと言えるのか、不公平感が起こるのではないかとといった趣旨の発言があったと伺っておりますが、この間、許可を指示するような直接的な発言はなかったと確認しております。

○中村（吉宏）委員

でも、それは職員の皆さんには十分なプレッシャーですよ。

もう一つ伺いたいのが、許可までの間に直接的な指示はなかったということなのですが、不適格物件を持ち出してそれと公平公正に扱えということは、港湾室の職員の皆さんが感じたように、許可しろと言っていることに等しいのだと思うのですよ。十分明示的な指示があったと言えると思うのです。

ところが、結局のところ、その1回の打合せで否定的な見解から一転して、許可に向けて進んで行ったということなのですが、この点、正直違和感を覚えるのですが、なぜそのように思い立ってしまったのかお示してください。

○（産業港湾）港湾業務課長

これも事情聴取の中では、当時の関係職員から「許可するしかないと思った」、「言わば諦めだった」というようなことを聞いております。これ以上、職員の心中をお答えするのはなかなか難しいところではございますけれども、そういったような空気感があったものと捉えております。

○中村（吉宏）委員

地方公務員法第32条に、職員は上司の職務上の命令に忠実に従うべき旨が規定されているわけですよ。議会議論でも私はそうは思いませんというような言葉を多発していたように、自分の意向に沿わないものに耳を傾けるような姿勢は全く見られなかった前市長であったということで、多分、職員の意見具申にも全く耳を貸さなかったような状況があったということが、容易に推察されます。先ほど空気感というお話もありましたけれども、もう抵抗する気力を失って、諦めざるを得ないような雰囲気が多分漂っていたのだらうと。また先ほどの法令のことではないけれども、従わなくてはならなかったようなことにも、やはり思い至るのは当然なのだらうと思います。

それで、本日、資料要求をさせていただいたこの問題に関する事故報告書の修正対比表を拝見しますと、先ほどお話のあった港湾室の否定的な見解というのは、当初、港湾室で作成した事故報告書には記載はされていたわけなのです。しかし、最終的な事故報告書には記載がないのですけれども、これはどういうことなのか説明してください。

○（産業港湾）港湾業務課長

当初、港湾室が作成した事故報告書は委員がおっしゃるとおり、港湾室の否定的な部分の見解が盛り込まれてあったのですが、この事故報告書の決裁の過程で、前市長からこのようなことは言われていない、港湾室から聞いていないとの発言があったことを受けまして、最終的にその部分の記載は削除されたと確認しております。

○中村（吉宏）委員

この報告書に記載があるのですが、これは先ほどの答弁でペーパーで説明したのだという趣旨のお話もあったものまで聞いていないというのは、本当どうということなのだろうなというのを今ここで問うてもしょうがないのですが、不思議に思っています。

どうにも前市長がこの事実をねじ曲げようとする姿が垣間見えてしまうのです。議会の中で一連の許認可の違法性をずっと我々も指摘してきた際に、前市長は観光と水産業の連携を唱えていたと思うのです。庁内ではそもそもそのような考え方があったのかどうかお聞かせください。

○（産業港湾）港湾業務課長

観光と水産業の連携につきましては、それまで原部で議論をしたことはなく、当時、議会答弁作成の過程で唐突に前市長から発言があったものと伺っております。

○中村（吉宏）委員

そうですね。小樽市観光基本計画にも載っていないし、もちろん前の小樽港港湾計画や小樽港長期構想などにもこういうのが載っていないわけなのですよね。本当に思いつきなのだろうなという印象を受けるのですけれども。少し伺いますが、議会で前市長が観光と水産業の連携を発言した後、前市長から何かそれについての施策等の検討の指示だとか、原課で検討を進めたものは何かありますか。

○（産業港湾）港湾業務課長

観光と水産業の連携につきましては、その後も前市長からの特段の指示はなくて、原課としても特段検討はしていないというふうに確認しております。

さらに庁内議論の観点で申しますと、私自身、観光振興室の観光誘致宣伝担当をしていた時期でございますけれども、この間、港湾室から観光振興室へのこれについての相談は受けておりませんでした。

○中村（吉宏）委員

これまで庁内議論もしていない、観光と水産業の連携などという言葉が飛び出してくること自体、やはり前市長が事業者側に立っていたと。観光船事業を正当化しようとしていたのだと考えるのが自然なのだと思います。

ところで、高島観光船訴訟の概要の説明を受けたときに、原告である事業者の準備書面の中で、小樽港の全図に沿って港の使用状況の説明を受けたという記載があるのですけれども、その図面が添付されていたのですが、平成28年度の港湾室職員は、事業者にも渡していないと私は聞いているのです。

では、どうしてその事業者側がその図面を持っていたのかということなのですか、事情聴取の結果、何か判明したことはありますか。

○（産業港湾）港湾業務課長

委員がおっしゃっているその図面は、原告側の準備書面の中で、平成28年1月初旬頃に港湾室から説明を受けた際に提示されたというふうに主張しているものでございますけれども、平成27年度当時の港湾室の管理職員が作成したものであるということが事情聴取の中で確認できました。前市長の指示の下、白図に当該管理職員が印をつけたもので、ほかにはない唯一無二といいますか、そういったものになります。

前市長に渡したところまでは確認できましたが、それ以降の流れといいますか、それ以降のことについては、こちらでは確認をしておりません。

○中村（吉宏）委員

ということであれば、唯一無二の図面だということである以上、前市長に渡ったということなのですから、前市長から事業者に渡って、それが原告側の証拠として裁判に提出されたものだということが推測はできると思うのです。その辺りは前市長には確認をしていないのでしょうか、お聞かせください。

○（総務）浅井主幹

現時点では、前市長に対する事情聴取は行っておりませんので、その確認はできていません。今後、タイミングを見計らって前市長に対する事情聴取を行う予定でありますので、事情聴取自体に応じていただけるかどうかは分かりませんが、その辺りの確認は行ってまいりたいと考えております。

○中村（吉宏）委員

ぜひともそこをしっかりとお願いしたいと思います。

それで、本会議の答弁では、これら事情聴取で分かったことを踏まえて、市の顧問弁護士に意見照会を行ったということなのですが、どのような意見だったのか示してください。

○（総務）浅井主幹

前市長に対する求償権の行使について、市の顧問弁護士に意見照会を行いましたところ、前市長は本件不適法な処分を行った公務員に該当するのか、前市長に不適法な処分を行うことについての故意または重大な過失があったのかという二つの観点から顧問弁護士は考察されております。

まず1点目の観点、不適法な処分を行った公務員に該当するかにつきましては、前市長に決裁を受けることなく、専決権を有する担当者が最終的な決裁を行っていることや事前協議等において不当な圧力や強い指示を行い、強引に許可を行わせた場合には、実質的に前市長が決定したこととなり、当該処分を行った公務員とみなす余地はあるものの、5月17日の二役との打合せによる発言内容、そして5月27日の港湾室の管理職員に対する指示等を踏まえた中では、前市長が強引に指示して本件処分を行わせたこととみなすことは困難であるとのことで、不適法な処分を行った公務員に該当させることは困難であるとされております。

次に2点目の観点、前市長に不適法な処分を行うことについての故意または重大な過失があったかにつきましては、5月17日と同月27日の発言から前市長が本件建物が分区条例に違反することを認識していたことを伺わせるものではあるものの、このことをもって直ちに前市長に明確に条例違反の認識があったと認定できるか疑問があるということや、本件処分についての法令の解釈や適用は法的に明確なものではなく、僅かな注意を払えば法令違反であることを容易に認識し得たとするのは困難であったと思われることなどから、故意または重大な過失があったと認めることは困難であるとされております。

したがって、前市長に事業者の意向を酌んで本件観光船事業を推進する考えがあったと思われるものの、その政治的責任は別として、国家賠償法の求償権を行使するための法的責任については、前述のとおり不適法な処分を行った公務員に該当するか、「故意又は重大な過失」が存在するかのいずれの点においても、これらを立証することは難しく、否定的に解されるため、求償権の行使は困難と思われるとの見解でありました。

○中村（吉宏）委員

残念ながら後ろ向きな見解と受け止めざるを得ないなど。

あともう一つ聞きたいのは、市の顧問弁護士に対して、職員に対する求償権の行使についても意見照会をしているのかお聞かせください。

○（総務）浅井主幹

先ほどお話ししました市の顧問弁護士の見解につきましては、あくまでも前市長に限ったものでありまして、職員に対する求償権の行使についての意見照会につきましては、追加で現在照会をしております、その見解についてはまだいただいておりません。

なお、職員に対する求償権の行使につきましては、当時の判断がいわゆる付度という言葉で片づけられるものではなく、許可せざるを得ない、諦め、そういった空気感が大きな要因となったものと考えられますことから、慎重に判断する必要があるものと考えております。

○中村（吉宏）委員

ところで、臨時会での各会派の討論を踏まえて、全国市長会の顧問弁護士に対しても求償権の行使について相談したと市長が本会議で答弁をされておられますけれども、その結果についてもお聞かせいただけますか。

○（総務）浅井主幹

全国市長会の顧問弁護士からは、平成28年5月17日等の前市長の発言などから、許可をするようにとの指示があったと言えるということで、市の顧問弁護士とは異なる見解が示されました。

また、その指示に従わざるを得なかったということであれば、関係職員に対する求償は無理だと思つたの見解をいただいておりますが、前市長が加害行為を行った公務員には該当するものの、前市長に故意または重大な過失があったかどうかについては、市側から提供された資料からは、そこまでの判断がつかないとのことでありました。

○中村（吉宏）委員

法律の専門家である弁護士も弁護士によって見解が異なるということが分かりました。小樽市内の弁護士に対しても求償権の行使についての見解を求めるとのことだったと思うのですが、その見解はいつももらえるのか、あるいはもうもらったのか、お示してください。

○（総務）浅井主幹

市内の弁護士とは、本年12月1日付で業務委託契約を締結し、12月28日を期限として前市長及び関係職員に対する求償権の行使について見解を求めるとしておりますので、これから見解をいただく予定になってございます。

○中村（吉宏）委員

現在は、その見解待ちということだと思うのですが、繰り返しになりますが、私だけではなくて、議会としては、前市長に対する求償権はぜひとも行使してもらいたいという強い思いがあるのです。

先日の本会議では、市長からも思いは議会と同じという発言をいただいているところなのですが、仮に市内の弁護士の見解も求償権の行使は難しいというような結論であった場合には、先ほど答弁があったとおり、弁護士によって見解が異なるということもあるわけですから、一緒に戦ってくれる弁護士を探すべきだと考えるのですが、この点はいかがでしょうか。

○（総務）浅井主幹

先ほど申したとおり、現在は市内の弁護士の見解待ちとなっておりますけれども、今、委員から御指摘のありました件につきましては、まずは市内の弁護士の見解を受けてから検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○中村（吉宏）委員

市内の弁護士の見解を待つということでもありますけれども、その見解にも左右されるのかもしれませんが、現時点で、求償権の行使については、いつ頃を目途に判断をしていくのかというのが気になっているのですが、この点、お示してください。

○（総務）浅井主幹

現在、市内の弁護士の見解待ちとなっております、また、このたびの違法な許認可の原因を究明するためには、先ほど申したとおり、前市長からの事情聴取も行わなければならないものと思っております。市内の弁護士の見解次第では、先ほどのお話を受け、場合によっては他の法律家の方からの意見をいただくことも考えますと、現段階におきましては具体的な時期は申し上げられません。

しかしながら、事の重大性からいつまでも判断を先延ばしにするということには、もちろんなりませんので、可能な限り早い段階で判断をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○中村（吉宏）委員

そうですね。そのとおりだと思います。

この高島観光船の訴訟に関して、市が違法な許認可に至った経緯とその検討経過を本日、こうやって確認をさせていただきました。既存の不適合物件を前提として、それと公平公正に取り扱えなどということは、もう本当に分区条例の違反を助長させるというようなことにはほかならないと思いますし、それを市長という立場で指示したこと自体が本当に責任が重大であると思います。後援会ファーストのスタンスであったということは、もう明らかですし、しがらみ以外の何ものでもない我々も考えます。

実は、以前小樽市に、子育て支援策を軸にして今、人口増を実現させている千葉県流山市の井崎市長が講演会でいらっしゃったことがありまして、その際に、井崎市長は、市長たるもの利権に流されるようなことは一瞬たりともあってはいけない、こういう言葉を申されておりました。

いや、まさしく本当にそのとおりだと思います。それがこういう結果になっているのが、以前の小樽市の市政だったのだろうと改めて思っているところです。

直接的な指示はなかったとしても、国家賠償法に規定する「故意又は重大な過失」というのがあったということは、疑いようがないことだと考えます。このことから、森井氏に対しては求償権の行使は可能なのではないかと思います。

再三の議会の指摘もありました。そして、職員からの意見具申に関して聞く耳を持たなくて、後援会関係者を利するために違法状態を生み出したばかりではなくて、その正当化を企てて、議会の心配は無用だと、全ての責任は自分にあるのだと、そこまで豪語したのですから、前市長である森井氏にはその言葉どおり全ての責任を取っていただきたいと思います。判決で違法が確定したものに対しても、森井氏は、私はそうは思いませんなどとうそぶくのでしょうかねと思うのですが、そのようなことは許されません。

さきの市長選で対抗馬として出馬されました現市長が、平成23年の前回市長選の際に、政治資金規正法違反を首謀したかのような、本当に事実無根の喧伝をして、その説明責任が果たされない中で選挙に出るのはどうかなどという主張を彼はしていました。この際、その言葉をそっくりそのまま森井氏にお返ししたいと思います。市民をばかにしていると思います。違法な許認可と裁判所が判断し、市が多額の損害賠償責任を負うはめになったというこの本件について、それを首謀した森井氏には、しっかりと説明責任を果たすとともに、市の受けた損害に対しても自ら責任を取っていただきたい。それができないのであれば、今後の選挙に当たっては自分が主張していたことを思い出していただきたい。私はそう思います。

今、確認したとおり、森井氏の責任は重大であります。森井氏に対しては、ぜひ求償権を行使していただきたいと思ひますし、それに向けてまず十分検討してほしいと思ひますけれども、ここまでの議論、経過をお聞きになられて、市長の見解をお聞かせいただきたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○市長

私の見解ということですが、今、やり取りを聞いていまして、港湾室で作っている分区の資料も眺めていたのですが、これによりますと、漁港区というのは漁船の出漁の準備や水産物の水揚げ及び加工などを行うことを目的とする区域ということで、漁港区はこのように定義されているわけです。

一方、臨港地区と申しますのは、港湾における様々な活動の円滑化を図る区域で、特殊性のある区域ですから、拡大解釈をするということはありません。厳格に判断しなければならないエリアだというふうに思っているのです。特に本件は、そもそも私は検討する余地のある事案ではないというふうに思っているのです。

ですから、相談があった時点で、本来であれば市長はノーと言うべきところです。ノーとは言わずに、何ら裏づけのない観光と水産業、これを掲げまして正当化をしたということは、私としては断じて許せない気持ちですし、裁判費用も含めて7,000万円を超える市税が損害賠償金として投じられるということは、市民の皆さんも私と同じ考え方ではないかと、思いではないかと、もちろん議会の皆さんもそうだと思いますけれども、同様ではないかというふうに思っております。

私といたしましては、求償権の行使に向けまして、求償権の行使に向けてということは、つまり国家賠償法で言うところの「故意又は重大な過失」の立証に向けまして、これからも庁内で議論を積み重ねていきたいというふうに思っております。

それからもう一つは、担当から空気感という発言がありましたけれども、トップのつくり出す空気感というのは、考え方を変える力にもなり得るというふうに思っておりますので、この前市長が作り出した空気感というのも決して無視はできないのかなというふうな感じで、今やり取りを聞かせていただきました。繰り返しになりますけれども、少しお時間はいただきたいと思いますが、これからも庁内で、求償権の行使に向けまして庁内議論を重ねていきたいというふうに思っているところでございます。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

○酒井委員

◎議案第1号令和3年度小樽市一般会計補正予算について

それでは、議案第1号小樽市一般会計補正予算健康管理システム改修事業費について伺います。

今回は、2022年度のデータ標準レイアウト改版対応をするため、現行システムを改修するというふうに説明されておりますけれども、事業の概要について説明してください。

○（保健所）保健総務課長

今回のシステム改修事業の内容なのですが、国が進めております健診結果の利活用の一環といたしまして、マイナンバー制度の情報提供ネットワークシステムの中間サーバーにがん検診などの健診結果を副本登録するというものでございます。

○酒井委員

健診結果をマイナンバーとということであります。

ところで、今回予算を示されておりますけれども、法改正によるシステム改修に必要な経費は、国庫補助金が219万9,000円、一般財源が110万円となり、全体では329万9,000円となるということであります。経費のうち国庫補助金の対象となるのはどれで、本市が負担しなければならないのはどれか説明してください。

○（保健所）保健総務課長

今回、事業に係る対象経費の3分の2が国庫補助というふうにされております。今回計上した予算は、事業費の全てがシステム改修に係る委託料となります。この委託料が国庫補助の対象経費に含まれますので、全体の事業費329万9,000円の3分の2、219万9,000円が国庫補助となります。そして補助裏の3分の1、110万円が市の負担ということになります。

○酒井委員

医療関連の情報共有、これではこのマイナンバーに関わってということでもありますけれども、予防接種の履歴、それから健診結果とされて、今回の改修では健診結果が情報共有されます。

では、今回の改修の目的は何か、具体的にどのようなことを行うのか説明してください。

○（保健所）保健総務課長

今回の改修は具体的にどのようなことを行うのかとその目的でございまして、本市の健康管理システムに

は、本市の制度を利用して受診したがん検診などの健診を受けた方の健診結果が登録されております。システム改修といたしましては、この健診結果を本市の健康管理システムから情報提供ネットワークシステムの間接サーバーのレイアウトに定められたレイアウトがありますので、そのレイアウト、様式に合わせて副本を登録できるように本市の健康管理システムのプログラムの改修を行うというものでございます。

この改修を行うことによって、情報提供ネットワークを利用した健診結果の情報連携が可能となります。それから、受診者御本人がマイナポータルを利用して自分の記録を確認することができるようになるというものでございます。

○酒井委員

聞いている話によると、そんなに便利になるわけではないのかなと、単にマイナポータルが利用者にとってそういう話になっているというふうに思います。

ところで、厚生労働省の事務連絡では、データ標準レイアウト改版の全体スケジュールが示されておりますけれども、具体的な情報連携の開始はいつになるのかお示してください。

○（保健所）保健総務課長

国から当初示されたスケジュールでは、令和4年6月20日頃を情報連携開始と想定されているのですが、具体的な日程は別途通知するというふうにされております。

ただ、初回の副本登録の時期が令和4年6月から7月にかけての日程が示されておりますので、少なくとも実際に情報連携が開始できるのは、これ以降になるかというふうに想定しております。

○酒井委員

政府は、健康保険分野における番号の活用、こうしたものを掲げているわけでありまして。その中で、おのおのの病歴や通院歴、それから介護サービスの利用状況、こうしたものを共通番号でひもづけすると。そして、保険者、医療機関、介護事業所のこういったところで情報共有するシステムの構築を目指しているとされています。

しかしながら、病歴などについては個人のプライバシーに関わるセンシティブな情報であり、それをマイナンバーのような多くの人にさらす共通番号につなげていくのは、政府の内部でも議論になっているわけでありまして。こうした中、マイナンバーによる情報共有の第一歩として導入されたのが今度の制度改変であります。予防接種の履歴、これに加えて今回の健診結果を導入するとしていますけれども、これを突破口に医療健康情報の番号管理を進めようとする、これが政府の狙いであり、これは明白であります。非常に私は問題だと思うのですが、本市としてのお考えをお伺いいたします。

○（保健所）保健総務課長

御指摘のとおり、この制度で扱う個人情報といいますのは、センシティブな情報になります。マイナンバー制度の運用に当たりましては、制度面とシステム面の両面から個人情報の保護という観点からいうと、必要な保護措置が取られているものというふうに考えております。

また、マイナポータルに関しましても、個人情報にアクセスする場合は、マイナンバーカードを利用して公的個人認証を利用してログインすることになっておりますので、考え得る個人情報保護対策は講じられているものというふうに認識しております。

○酒井委員

マイナンバーの利活用、これは広がれば広がるほど情報漏えいのリスクが高まるわけでありまして。政府の最大の狙いは何か、国民の収入、財産、医療健康情報の実態を政府自身がつかむと。そして税保険料の徴収強化、さらには社会保障の給付削減、これを押しつけることであります。国民のメリットのないマイナンバーの利活用をやめよと主張して、私からの質問は終わります。

○川畑委員

◎塩谷児童センターについて

まず、一般質問の答弁の中で、確認させていただきたいことがありました。昨年3月にパブリックコメントが行われているわけですが、パブリックコメントから1年9か月ほど経過しているわけなので、その中で市の考え方に進展が見られなかったと、私はそう思っているのですが、それでまず1点目、質問したいと思います。

塩谷児童センターでのイベント開催について、体育館だとか遊戯室などの利用を含めてできる限り継続できるように、学校管理者とも調整したいという答弁をいただきました。昨年3月のパブリックコメントでは、実施できるように配慮したいと考えていると、こういう答弁でありました。配慮したいという言葉から学校管理者とも調整したいというのに言葉は変わったのですが、具体的な変化が感じられないのですけれども、その辺について具体的に答えていただけますか。

○（こども未来）放課後児童課長

今実施しているイベントについて、遊戯室でできるのか、体育館の使用が必要なのか、現在の児童センターを利用する必要があるのかなど、一つ一つ整理した上で、新しい指定管理者を交えて検討をしていくことになるかと考えておりますので、現時点で具体的にお示しできるものがございません。

○川畑委員

一つ一つに答弁すると時間がかかるのであれですが、

2点目に、遊戯室のトランポリンだとか一輪車、バスケットボールなどの運動が移転後、四つの教室ではできないというのをはっきりしているのですね。それで、体育館は具体的にどう利用できるのかとの質問に対して、体育館の利用については、今後、学校と詳細について協議を進めたいという答弁をいただきました。

同じく昨年のパブリックコメントでは、教育委員会とも調整を図ってまいりたいとの答弁だったわけですが、調整も協議もされていないということで捉えていいのですか。そういうふうにも聞こえるのですが、どうですか。

○（こども未来）放課後児童課長

繰り返しになりますが、やはりできるものとできないものを整理して、体育館を使ってできることとそうではないものによって、学校との協議が異なるということになりますので、現時点において学校側と調整、協議という具体的なものはございません。

○川畑委員

三つ目に、移転後、体育館を使用する際に児童厚生員が付き添う、そして児童の見守りをするという答弁でありました。現状の児童厚生員の数では教室の見守りと体育館の見守りの二手に分かれることになるわけで、同時に付き添うということは無理ではないかと私は思うのです。無理を承知でやっていただくということを答えているのでしょうか。それを教えてください。

○（こども未来）放課後児童課長

無理を承知ということではなく、移転後の運営について具体的にになった時点で指定管理者と協議をする必要があると考えております。現在と同じ人員では難しい場合には、対応策についても協議したいと考えております。

○川畑委員

パブリックコメントと今回の答弁に進展がほとんどないと捉えているのです。今も答弁をいただきましたけれども、これから協議しなければいけないとか、1年9か月たってもこういう答弁では、やはり利用者の父母になると納得できないのだと思うのです。それで、そういう父母からの疑問が解消されないままであるわけなので、それでも移転計画を進めるのかと疑問を感じているわけです。

本会議では、計画については一旦凍結すべきという質問に対して、基本的に計画どおり進めるけれども、時期が

変更になれば改めて説明するという答弁でした。利用者の父母の疑問が残っている中で、来年度中に移転実行はすべきではないと私は思うのです。せめて、利用者の父母などの疑問に答えることを前提にすべきではないかと思うのですが、その考え方についてはいかがですか。

○（こども未来）放課後児童課長

当初の計画より遅れている状況ではありますので、場合によっては予定どおりにいかない可能性もあると考えております。その場合は、庁内で協議を行った上で、改めて御説明させていただきたいと考えておりますが、利用者の方だとか保護者の方などといった方には、随時意見を伺いたいと考えております。

○川畑委員

来年度から指定管理者を指定変更するという提案がされています。そして、小樽市公共施設再編計画のロードマップでは、来年度に移転する計画というふうにはっきり書いてあるので、私も何度も繰り返して聞いているのですが、経過をはっきりしておかなければ、新しい指定管理者と児童厚生員だとか利用者の父母とのトラブルも起きかねないのではないかと心配なのです。利用者の父母の疑問と不安解消のためにも明確にする必要があるのではないかとと思うのですが、その辺はどうですか。

○（こども未来）放課後児童課長

指定管理者への説明ですけれども、公募の時点においても塩谷児童センターの移転の計画があることは示していましたが、正式に指定管理者が決まりましたら、事業者に対して経緯も含め具体的な内容の説明は年度内に行う予定であります。

○川畑委員

この項の最後の質問になりますけれども、利用者の父母と塩谷・桃内連合町会役員は、意見の食い違いがあるということは私も指摘したと思います。それで、問題点を整理する意見交換会がどうしても必要だと私は思って、それを提起したわけですけれども、移転後の利用内容を示すことができる状態になりましたらという答弁なのです。利用者や地域の皆さんにお知らせする機会を設けたいという答弁だったわけですけれども、移転後というようになれば、移転が確定した時点を目指すことになると思うのです。そもそも、見解が相違する点というのは、通学路のない道を通らずに安全だということだとか、小学校の廃校が聞かれて移転によって存続できるとか、あるいは、利用する児童も増えて友達も増えるという、こういう主な食い違いの点があったのです。

ですから、これらの問題点を整理すると意見交換会がどうしても必要ではないかと考えていたわけで、移転後では問題点を放棄したままで、利用者の父母と塩谷・桃内連合町会とのわだかまりが解消できずに計画を押しつけることになると思うので、移転前の早い時期に実施すべきだと思いますけれども、いかがなものですか。

○（こども未来）放課後児童課長

意見交換会の開催時期については、移転が確定した時点ということではなく、移転後の利用内容が決まった時点で皆さんに御説明したいと考えております。

また、時期につきましては、今後の利用についての意見交換会は必要だと考えておりますが、現時点で今年度中というお約束は難しく、課題の整理がつき次第と考えております。

○川畑委員

この項で最後に、今年度中というと来年の3月までですよ。この計画を進めるロードマップでは来年度中ですよ。だから、私は3月まででなくてもいいと思うのですけれども、確かに新型コロナウイルス感染症の問題があって、皆さんに集まってもらうということができないと思うのですが、来年の早い時期にそれを計画してもらいたいと思うのですけれども、その辺で検討していただけますか。

○こども未来部長

まず意見交換会につきましてはですけれども、私どもは、もしこの意見交換会が決まったときには、今の計画の進

捗状況、あと今後どうなるかという部分も併せての説明が必要になるというふうに考えております。ただ、今の時点で、やはり我々が最初に考えていたよりも、少し計画としては長引いている部分でございます。そういった意味では、その整理がつき次第ということで、時期については今の時点ではお答えできないと。できるだけ早くやりたい。委員も多分利用者の方とか地域の方からのいろいろなお話を聞く中で、今回の質問をされていると思います。私どももそういった利用者の方や地域の方を置き去りにして計画を進めるつもりはございませんので、この問題の整理ができ次第、広く意見を聞く機会、意見交換会はつくりたいというふうに考えております。

ただ、その話については、あくまでも今後の利用についてということで意見をお聞きしたいというふうに考えておりますので、計画としてはもう完成していますので、その経緯についてということとはまた少し違うふうに理解していただければと思います。

○川畑委員

今、部長の答弁で、その違いがよく分からないのですが、この後の意見というのは、もう計画どおりに進めるに当たっての意見を聞くという、それだけのことだということなのですか。そういう解釈でいいですか。

○こども未来部長

そもそもの計画の趣旨というのは、まだきちんと御理解いただけていない方には改めて説明をしますが、計画策定に至るまでの問題点というのを改めて話をすることは、もうその協議は終わっているのかと思っておりますので、今後利用するときの問題点や、解決しなくてはならない部分、意見交換会についてはその点が中心になるかというふうに考えております。

○川畑委員

◎最上トンネル工事の進捗状況について

最上トンネル工事の進捗状況についてお伺いします。

11月16日に道道小樽環状線、すなわち最上一塩谷間の新ルートは、供用開始が当初予定の2018年度から5年遅れの2023年度と報道されておりました。それで、この報道に基づいて、現在のつづら折りカーブは危険そのものであって、新ルートは、交通安全上どうしても必要だと私も考えているところです。

それで、今年11月に報道発表されていますけれども、それ以前に本市では何か道から連絡はなかったのかどうか、その辺を聞かせてください。

○（建設）都市計画課長

このたびの報道発表に関しては、北海道から特に連絡はございませんでしたが、当該事業については、平成29年度に北海道において公共事業再評価を行っており、完了予定年度を当初の30年度から35年度、令和5年度に変更しているものでございます。

なお、平成30年5月下旬頃に、本市に事業年次計画等が変更になるので、改めて地先住民等に対する事業計画説明会を開催したい旨の連絡があり、その際に報告を受けていたものです。

○川畑委員

その事前に連絡というのは、そういう計画があつてということなのですね。

それで、当初の計画と変更後の計画は、主にどのようなところが違っているのかお聞かせいただけますか。

○（建設）都市計画課長

当初計画と変更後の計画の相違点、変更点についてですけれども、主な概要でいいますと、まず新ルートの延長については、当初計画では1.86キロメートルでありましたが、変更後は1.82キロメートルへと変更となっております。トンネルの延長については、当初計画どおりの1.2キロメートルで変更はございません。

次に事業期間についてですが、当初計画は、事業着手は平成24年度、完了予定が30年度でありましたが、変更後は完了予定が35年度、令和5年度となっております。

また、総事業費については、当初計画は約57億円でしたが、公共事業再評価調書によりますと、変更後は約64億円となっております。

○川畑委員

新聞報道では、2014年度に終える予定であった用地取得が2019年度までかかったと。それで5年遅れたという報道をされていました。

道の評価調書を見せていただいたのですけれども、それを見ますと、用地補償費が変更後4億3,700万円という形になっていました。変更前より2億1,300万円減少しているわけで、新聞報道では用地買収で困難を極めたとは推測できないのですが、工期変更になった理由について把握していればお聞かせいただけますか。

○（建設）都市計画課長

北海道からは用地補償費の減額に係る詳細についてはお聞きしておりませんが、用地補償等の交渉においては、やはり相手がありますので、補償契約の締結までに時間を要したものと考えております。

○川畑委員

先ほどの報告の中で、工事の表があったのですが、回答があったのですが、トンネル工事が現在53億円、変更前より約6億円増加しているのですけれども、その理由を説明していただきたいと思うのですが。

○（建設）都市計画課長

北海道へ確認しましたところ、詳細な調査設計の実施により事業費が増額となったとお聞きしておりますので、トンネル工事も含めて本工事費全体が増額になったものと考えております。

○川畑委員

それで、最後に進捗状況なのですが、平成29年8月の評価基準時点では進捗状況が0%というのをを見せていただきました。その後の現状の進捗状況について把握していますか。もし分かっていたらお聞かせください。

○（建設）都市計画課長

工事の進捗状況についてですが、これまでトンネル掘削時における地下水の影響調査に時間を要したとお聞きしておりますが、現在、トンネル工事の本体掘削工を行うために必要となる施工ヤードの造成中であるとお聞きしております。事業費ベースで言いますと、全体の約14%の進捗率であるとお聞きしております。

○川畑委員

14%ということは、トンネルの工事にもう入っているということなのですか。

○（建設）都市計画課長

トンネルの本体工事については、まだ着手していないというふうに伺っておりまして、あくまでも前段の施工ヤードの造成中であるただけ伺っております。

○川畑委員

それで、今後の課題について少しお聞きしたいのですが、当初計画説明では、新ルート供用開始後、つづら折りカーブ部分は小樽市に移管する前提で協議中と書いてあったのですが、どんな協議をされているのか。新ルートの起点から終点までのことなのかと思うのですが、その辺も少し説明をお願いしたいのですが。

○（建設）維持課長

新ルート供用開始後の現道の小樽市への移管に係る協議についてでございますけれども、道道小樽環状線は市道に降格となった際の管理範囲ですとか、降格に係る道路補修要望等の協議をしているところでございます。

○川畑委員

大まかな要求が分かりましたので、これで質問を終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結します。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後3時42分

再開 午後3時59分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○酒井委員

日本共産党を代表して、議案第1号令和3年度小樽市一般会計補正予算、議案第13号公の施設の指定管理者の指定については、否決を主張して討論を行います。

議案第1号令和3年度小樽市一般会計補正予算、児童手当業務システム改修事業費です。特例給付についてです。

今回、児童手当法に基づく特例給付の対象者のうち所得の額が一定額以上の者について、2022年10月支給分から支給対象外とすることとしています。大問題です。子育て支援の財源は子育て世代間のやりくりではなく確保するべきです。

健康管理システム改修事業費です。マイナンバーの利活用は、広がれば広がるほど情報漏えいのリスクは高まります。政府の最大の狙いは、国民の収入、財産、医療健康情報の実態を政府がつかみ、社会保障の給付削減を押しつけることです。国民にメリットのないマイナンバーの利活用はやめるべきです。

議案第13号公の施設の指定管理者の指定についてです。

保育、福祉、医療、教育など、働き手の質が重要な分野の施設については、営利企業はふさわしくありません。

以上を主張し、討論いたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号及び議案第13号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

当委員会におきまして付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも、中村吉宏副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ説明員の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。

意を十分尽くしませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。